○農林水産省告示第三千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県徳島市多家良町中津峰一の一七三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市大麻町大谷字伊屋ケ谷六六から七六まで、七七の一、七七の二、七八の一、七八の二、七九、大麻町板東字下板ケ谷五九、六〇、字中谷三五の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県鳴門市北灘町折野字大川筋一九、二〇、一〇九の二、一一二の一、一一二の一三、大麻町大谷字今内谷二から一九まで、二六、七九、字上折木谷三七、三八の一、三九の一、四〇から四三まで、字高津谷一、二、三の一、三の二、四の一、四の二、五の一、五の二、六の一、六の二、七から一九まで、二〇の一、二一から二七まで、二八の一、二八の二、二九の一、二九の二、三〇の一、三〇の二、三一の三、三二の一、三二の二、三四から四一まで、四三から五一まで、五二の一から五二の四まで、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五の一、五五の二、五六の一、五六の二、字西山谷一四の一、一四の三、一四の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上折木谷三七・三八の一・四二・四三・字西山谷一四の一・一四の三・一四の九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府福知山市字雲原小字佐惣四、四の一、小字宮本九七（次の図に示す部分に限る。）、九七の一、九八（次の図に示す部分に限る。）、九九、一〇〇・一〇一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小字小田一五〇五の一、一五〇六、小字大田一五〇七の一、一五〇八、一五一七（次の図に示す部分に限る。）、小字苫原一五〇九、一五〇九の乙、一五一〇、一五一一・一五一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一三、一五一三の乙、一五一四の一から一五一四の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、小字奥長曽一五一五、一五一六、一五一八、一五一九・小字長曽一五二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小字中坪一五四〇の一、一五四〇の二、一五四一の二、一五四一の三、一五四二の一、一五四二の二、一五四三の一、一五四三の二、一五四六の一から一五四六の三まで、小字丸山一五五一の乙

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字佐惣四の一・小字宮本九七の一・九八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府綾部市五津合町二ノ又谷一の一・後谷三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十二月十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年二月四日農林省告示第百九十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）